

フランス革命における地主制の問題

服部春彦

【要約】 およそ市民革命の基本課題が封建的土地所有並びに封建的生産関係の廃棄にあることは、改めていうまでもないが、わが国においては、その封建的土地所有・生産関係の核心を領主制（領主・保有農関係）と地主制（地主・小作関係）とのいずれに求めるかに応じて二つの見解が分かれている。本稿では、ヨーロッパ諸国の中でも地主制が最も明確かつ広汎に形成されたフランスを例にとりつつ、地主制と市民革命との関連を具体的に検討してみた。フランス革命において提起された地主制に関する課題は、小作経営の自由な展開を阻止していた封建的・領主制的諸関係の一掃と、過重な地主制的取奪の制限との二つであり、第一の課題は封建的諸権利の無償廃棄によつて完全に達成されたが、第二の課題は国有財産の売却を通じて極めて不十分に果されたにとどまつた。その結果、北部先進地帯では革命前からの地主制の近代的進化がますます急速に進行するのに反して、中・南・西部の後進地帯では分益小作制に立脚する半封建的地主制が、永らく広汎に残存する。

はし が き

本稿は、一般に「地主制」もしくは「地主的土地所有」と呼ばれている土地所有関係が、フランス革命の過程においてどのような変容を蒙つたかを、史実に即して検討しようとするものである。

およそ市民革命が、近代資本主義形成のための歴史的條件を整備することをその中心課題とする以上、それが封建的土地所有の廃棄を何らかの形で企図せざるをえないことは当然である。この点につ

いては今日ほほ異論がない。しかし、さらに一步を進めて、この封建的土地所有なる概念によつて具体的に土地所有のいかなる歴史的形態を理解するかという点になると、見解は大きく二つに分かれている。すなわち、一つは、領主的土地所有（領主・保有農関係）をもつて市民革命によつて廃棄さるべき封建的土地所有の唯一の形態とするものであり、他の一つは、領主的土地所有の一定の解体の上になされた地主的土地所有（地主・小作関係）をもつて、この段階における封建的土地所有の核心とみるものである。両者の主張をい

ま少し詳しく説明しよう。

まず、第一の見解は、西ヨーロッパの市民革命、とりわけフランス革命において、地主制の廃棄が農業と土地問題の中心課題となつておらず、地主制は革命後も汎汎に存続したという史実認識から出發している。したがつて、地主的土地所有の存在自体は認めるが、しかしそれを封建的土地所有の範疇には含めず、また絶対王政に固有な土地制度とも考えない。地主制下の小作農(小借地農)が支払う地代は、『資本論』における封建地代から資本主義地代への「過渡形態」に相当するとされ、地主的土地所有は、本来の封建的土地所有と近代的土地所有との中間段階をなす半封建的「過渡的土地所有」と規定される。

これに反して、第二の見解は、地主的土地所有を、絶対王政の固有な基礎をなす封建的土地所有と規定する。それが封建的たる理由は、地主が小作農から利潤範疇の成立を阻止するまでの高率小作料を、直接的に收取している点に求められる。この見解も、西ヨーロッパの市民革命において、地主の土地所有を小作農に無償で分与するという形で地主制が廃棄されなかつたことは認める。しかし、第一の見解が、地主制と領主制とを無関係に論じている点を批判し、地主による高率小作料の收取は、領主と保有農間の封建的支配隷屬關係に媒介されてのみ可能であつたと主張する。この立場よりすれ

ば、フランス革命における領主的土地所有と封建的諸権利の無償廃棄と、僧族教会領および亡命貴族領の没収と再分配とは、地主制を基本的に廃棄するものであつたと評価される。

さて、以上の相反する見解のうち、われわれは一体いずれを正しいとすべきであろうか。この点は、明治維新における土地改革の性格および意義をどのように評価するかに関連して、充分な検討を要する問題である。その解明のためには、何よりもまず市民革命前夜における各国の地主制の具体的存在形態が、領主制との関連において一層嚴密に把握されなければならず、さらにその地主制が、革命の過程においてどのような歴史の変容を蒙つたかが、より立ち入つて究明されなければならない。というのは、市民革命において地主制に関する課題がいかなる形で提起されるかは、当該国家における地主制の歴史的社会的性格の如何によつてのみ規定されるからである。そこで本稿においては、さきの二つの見解がいずれも主要な典拠としているフランス革命の場合に考察の対象をひとまず限定し、これらの問題に接近を試みたいと思う。ただし、地主制の歴史的性格についてはすでに別稿でかなり詳しく論じたので、ここでは地主制とフランス革命との関連に力点を置くこととした。その際、分析の焦点は、(一)領主的土地所有と封建的諸権利の無償廃棄は地主制にとつていかなる意味を有したか、(二)僧族教会領および亡命貴族領

の没収と売却は、地主制に対してどの程度の打撃を与えたか、の二点に合わされるが、それは、これらの点についてさきの二つの見解が著しく異なつた評価を下しているからに他ならない。^④

① その代表的なものは、桑原武夫編『フランス革命の研究』序論、第三章、河野健二編『資本主義への道』第一・第四章等に展開された、河野健二、上山春平両氏の見解である。

② 最も包括的なものとしては、遠藤輝明『フランス革命といわゆる『地主的土地所有』について』(『歴研』一九五)、同『ブルジョア革命と地主制』(『歴研』二二五)がある。なお、大塚久雄、高橋幸八郎、吉岡昭彦の諸氏は、地主制もしくは寄生地主制をもつて絶対王政の固有な基礎をなす封建的土地所有関係と規定しながら、その地主制がいつ、いかなる仕方でも消滅するかについては、明確に述べていない。このような立場を首尾一貫させるためには、絶対王政の崩壊と市民革命に際して、寄生地主制の廃棄が企図されたことを、論証しなければならぬであろう。例えば高橋幸八郎『地主的土地所有と商品生産』(高橋・古島編『養蚕業の発達と地主制』所収)第四・第七節参照。

③ 拙稿『アンシャン・レジーム末期の分益小作農について』(『西洋史学』四三)、一八世紀フランス地主制の諸類型(『新しい歴史学のために』五〇)。北部の定額小作制については、遅塚忠躬『アンシャン・レジームに於ける大借地農の成立とその基本性格』(『社会科学研究』一〇ノ六)が、研究の現段階を示している。ただし私は、遅塚氏とは異なつて、大借地農をも封建領主制と基本的に対立するものと考えている。

④ ブロック、ルフェーヴルを初めとして一般にフランス史学においては、地主的土地所有の性格を歴史的にいかん規定すべきかという問題意識は存在しないが、しかしその歴大な実証研究の成果は、後段で明らかにするように、フランス革命が地主的土地所有に本質的変更を加えなかつたことを、明示しているように見える。cf. G. Lefebvre, *Questions agraires au temps de la Terreur*, 2e éd. 1954, pp. 1-132; N. Bloch, *Les caractères originaux de l'histoire rurale française*, nouv. éd. 1952, pp. 154, 246-247. (河野健二ほか訳『フランス農村史の基本性格』二〇五、三二六―七頁)。

一 地主制の基本的性格

フランス革命における地主制の問題を論ずるにあつては、われわれはあらかじめ、革命前夜における地主制の存在形態を概観し、革命の土地問題としていかなる課題が提起されていたかを明らかにしておく必要があるであろう。

まず、地主制という言葉のここでの意味を明確にしておきたい。本稿で地主制というのは、土地の事実上もしくは法律上の所有者が、その土地の全部または大部分を、直接経営することなしに定期借地契約によつて他人に貸与し、その代償として一定量の賃貸料(小作料)を收取する、という土地所有形態であつて、そうした目的に利用される土地所有が地主的土地所有である。領主制(領主と保有農

関係）と対比した場合の地主制（地主≠小作関係）の基本的特徴は、第一に、直接生産者たる農民が前者の場合のごとく事実上の土地所有者（下級所有権の保持者もしくは世襲土地保有者）ではなく、単に土地の利益権を一定期間譲渡される借地人にすぎない点であり、第二に、それと直接関連して、農民からの剰余労働の収取が、基本的には、経済外的強制に媒介されてではなく、土地の貸借という私的契約関係に基づいて行われる点である。したがって、われわれの観点よりすれば、小作経営の対象をなす土地が、領主本領地 *Reserve* 民保有地 *tenures* の転化形態としての市民的土地所有であるかは何ら問題でないのであつて、両者は等しく地主的土地所有に含まれることになる。

それでは、このように理解された地主的土地所有は、フランス革命の前夜にいかなる規模にわたつて展開していたであろうか。この点を全国について確定することは勿論できないが、いま若干の地域における、土地所有の社会各層への分布からそれを推定すると、ほぼ次のようである。すなわち、僧族、貴族、市民および農民の所有地のうち、地主的土地所有に含まるべき前三者の所有地は、大づかみにいって北部の先進地帯では総所有地の五五—六五%に達しており、中・南・西部の後進地帯でもその四五—五五%を占めている（詳しくは後掲第1表参照）。これは文字通り概算にすぎないが、革命前

夜に地主的土地所有が農民的土地所有（自作経営）に匹敵するほど広汎に展開していたということは、充分推察されるであろう。

以上の点を前提した上で、次に地主制の歴史的性質をその下における小作農の性格如何という角度から考察することにしよう。その際まず、北部先進地帯に支配的な定額小作制 *tenage* と中・南・西部の後進地帯に支配的な分益小作制 *metage* との区別に注目しておく必要がある。この二つの小作制度は、単に小作料収取形態の差異を表わすだけでなく、小作経営の社会的性格の明瞭な差異を示しており、したがつてまた、それに立脚する地主的土地所有の歴史的性質の差異をも示していると考えられるからである。

まず、小作農の経営規模^④についていえば、いずれの小作形態が支配的な地域においても経営面積は極めて多様であり、ほぼ四〇—ヘクタール以上の大規模借地経営、一〇—四〇—ヘクタールの中規模小作経営、一〇—ヘクタール以下の小規模小作経営の三つのタイプが明らかに識別される^⑤。けれども、これらの経営相互の比率は、定額小作制地域と分益小作制地域とはかなり異なっている。すなわち、前者においては小作経営規模の分化が一層著しく、経営数においては小規模経営が圧倒的多数を占め、経営面積においては大規模経営が総小作地の半ば以上を占めている^⑥。対して、後者の場合には、中規模経営の占める比重がはるかに大きく、大規模経営と小規模経営

とへの分化が相対的に未発展である。しかしながら、定額小作農と分益小作農との経済的發展度の差を最もよく示しているのは、小作農が所有する經營資本（家畜および農具）の量であろう。すなわち、大規模經營農をも含めて分益小作農が一般にその經營資本の大部分を地主から貸借りしていたのに対して、少なくとも中規模以上の定額小作農は、原則として經營資本を自ら所有していた。^⑤そして、こうした中規模および大規模な定額小作農の中から、多数の雇傭労働を駆使する借地農業資本家が不断に分出されつつあつたのである。したがつて、土地所有の視角からすれば、定額小作制地域においては、近代的土地所有（近代的地主）資本家的借地農關係）がしだいに優勢となりつつあつたのに対して、分益小作制地域においては、半封建的の過渡的土地所有（寄生地主）小作農關係）がなお支配的形態であつた、ということにならう。

次に、このような小作經營の性格の差異を、小作農負担の角度から検討してみよう。まず、小作農負担の基礎をなす小作料についていえば、分益小作の場合には、いうまでもなく生産物の二分の一という高率現物小作料が支配的であつた。これに反して定額小作の場合には、事情はやや複雑であつて、貨幣小作料が支配的な地域（ノール県フランドル地方、ノルマンディ、パリ南部、セーヌ・エ・マルヌ県ガティネ地方）と現物小作料が優勢な地域（ノール県エノ

ー・カンブレジ地方）、さらに両者が混在する地域（ブルターニュ）が並存していた。また小作料の水準も決して一律ではなく、生産物の六分の一ないし五分の一（フランドル）からその三分の一（カンブレジ）まで極めて多様であつた。この他に小作農は、通例地主に対して種々の貢租（一定量の穀物、家禽、飼料、あるいは貨幣）と賦役とを、小作料の追加分として給付していたが、これらの小作料部分だけを取り出してみれば、生産物の一定額に固定され、しかも次第に貨幣形態をとりつつあつた定額小作料の方が、圧倒的に物納の折半小作料よりも、小作經營のブルジョアの發展の余地をはるかに多くのこしていた、とすることができよう。

しかしながら、小作農負担としては、上述の地主に対するもの他に、領主に対する封建地代、教会十分の一税、および國王租税の負担があつた。これらのうち、封建地代と十分の一税とは、通例定額小作の場合には小作農が全額を負担し、分益小作の場合には地主と小作農とが折半負担したが、國王租税はいずれの小作形態においても、小作農がその全額を支払うのを通則とした。ところで、これらの諸負担の水準もまた極めて多様であるが、封建地代・十分の一税はそれぞれ取利益の三―四％（セーヌ・エ・マルヌ県）から八―九％（ノール県）を占め、また國王租税は小作料の四分の一から三分の一（ノール県、セーヌ・エ・マルヌ県）を占めていたとするなら

ば、小作農負担がこれら小作料以外の諸貢租負担によつて、著しく加重されていたことは、疑いをいれないであらう。しかし、ここで私がとくに注目したいのは、定額小作の場合には、封建地代・十分の一税・国王租税等の固有の意味における封建的諸負担が、小作農負担のかなり大きな部分を占め、時には地主に支払われる小作料部分にはほぼ匹敵する水準に達したとみられるのに対して、分益小作の場合には、生産物の半ばを超える小作料が小作農負担の圧倒的部分を形づくっていた、という点なのである。このような事実を、さきの小作経営の発展度の差と考え合わせるならば、われわれは、地主制に関するフランス革命の課題について、次のように考えうるのではあるまいか。すなわち、小作料水準の傾向的低下に伴つて、小作農のブルジョア的発展とその近代的兩極分解が急速かつ広汎に進行しつつあつた定額小作地域においては、地主と小作関係の自由な展開をさまたげている封建的領主制的土地所有規範の廃棄のみが必要であつた。これに反して、高率現物小作料の存在のために、小作農のブルジョア的発展が著しく阻害されていた分益小作地域においては、その後進性の故に、単なる領主制的取奪の廃止をこえて、地主制的取奪そのものを軽減することが必要であつた、と。

以上、革命前後におけるフランス地主制の基本的性格を、北部先進地帯における、近代的土地所有と借地関係に急速に転化しつつあ

る半封建的・過渡的土地所有と、中・南・西部の後進地帯におけるより停滞的・固定的な半封建的・過渡的土地所有との並存としてとらえ、さらに地主制に関する課題として、封建領主的土地所有の廃棄と地主制的取奪（高率小作料）の制限との二つが提起されていたことを確認した上で、次に地主制とフランス革命との関連について考えてみよう。

① 主として Lefebvre, Répartition de la propriété et de l'exploitation foncières à la fin de l'Ancien Régime, Études sur la Rév. fr., 1954, pp. 216-222. に整理・要約された土地所有分布の数量的研究成果による。

② 具体的分析については、前掲拙稿および遅塚前掲論文参照。
③ この経営面積の区分はあくまでも一応の基準にすぎない。経営の集約度が高ラブランドルなどでは二〇ヘクタール以上を大経営とみなしうるし、逆に、地味貧瘠なハ・ポアトッでは、六〇ヘクタールまでを中規模経営に含めなければならぬ。

④ 例えば J. Dupaquier, La propriété et l'exploitation foncières à la fin de l'Ancien Régime dans le Gâtinais septentrional, 1956, pp. 216-218, 221-223, 262; J. Loutchisky, Régime agraire et populations agricoles dans les environs de Paris à la veille de la Rév., Revue d'histoire moderne, 1933, p. 140, 参照。

⑤ Dupaquier, op. cit., p. 218; M. Venard, Bourgeois et paysans au XVII^e siècle, Recherche sur le rôle des bourgeois

parisiens dans la vie agricole au sud de Paris au XVIII^e siècle, 1957, pp. 80-82. 参考 前掲拙稿「フランス・ノースト末期の分益小作農について」九一—一〇頁参照。

⑥ Arthur Young, Voyages en France en 1787, 1788 et 1789, trad. franç. par H. Sée, t. II, p. 733; Lefebvre, Les paysans du Nord pendant la Rév. fr., 1924, p. 261; M. Lecoq, La vie paysanne dans un coin du Perche, Annales his. de la Rév. fr., n° 113, 1949, p. 67; Venard, op. cit., p. 71; Dupaquier, op. cit., pp. 85, 109, 157-158, 185, 242-243.

⑦ Lefebvre, Les paysans du Nord, p. 261.

⑧ H. Sée, Les classes rurales en Bretagne du XVI^e siècle à la Rév., 1906, pp. 250-251.

⑨ Lefebvre, Les paysans du Nord, pp. 268, 273-274; Dupaquier, op. cit., p. 257. cf. P. Goubert, The French Peasantry of the seventeenth century, Past & Present, No. 10, 1956, p. 67.

⑩ Lefebvre, Les paysans du Nord, pp. 261-262; Sée, op. cit., pp. 247-249; Dupaquier, op. cit., pp. 85, 154-185, 242-243; Lecoq, op. cit., pp. 59, 62-66.

⑪ 封建地代が課せられるのはかつての農民保有地が小作地化される場合だけでなく、領主本領地の小作の場合にはこれは問題にならない。しかし後者の場合には、小作料がその分だけ増徴されるのが普通であった。cf. Lefebvre, Les paysans du Nord, pp. 138-139, 160.

⑫ Ibid., p. 262; Lecoq, op. cit., pp. 58-59; Venard, op. cit., pp. 72-73. および前掲拙稿「フランス・ノースト末期の分益小作農について」一一—一三頁参照。

⑬ Lefebvre, Les paysans du Nord, pp. 104-109, 139-145; Dupaquier, op. cit., pp. 159, 186.

⑭ Lefebvre, Les paysans du Nord, pp. 187-190; Dupaquier, op. cit., p. 257.

二 封建的諸権利の廃棄と地主制

本節では、封建的諸権利＝領主的土地所有の無償廃棄の結果、前述の小作農負担にどのような変化が生じたかが検討される。

フランス革命において、封建的諸権利 *droits féodaux* の廃棄をはじめて立法化されたのは、いうまでもなく、一七八九年八月四日—十一日に憲法制定議会が可決した「封建制の廃棄に関する法令」^① においてであった。この法令は封建的諸権利・諸義務のうち、領主的賦役、製粉場・ンン焼きがまの使用強制権 *banalités*、領主裁判権等の人格的隷属に由来する諸権利と、教会十分の一税とを無償で廃止し、同時にすべての封建地代はこれを買戻しうるものと定めしたが、しかし十分の一税については旧所有者にその代償が与えられるまで、また封建地代についてはその買戻しの完済まで、負担者は支払いを継続すべきこととした。したがって小作農は、領主に對する

人格的諸義務からは完全に解放されたとはいへ、彼らの地代負担の軽減はさしあたり全く問題とならなかつた。次いで、翌九〇年四月十四日—二十二日の法令^③によつて、同年一月一日以後聖職者は貨幣で俸給を支払われること（第二条）、それ故あらゆる種類の十分の一税の徴収は同年十二月末日をもつて終るべきこと（第三条）、が定められ、ここにはじめて小作農は封建的負担の一部から解放されるかに見えた。しかし、この法令は、十分の一税の廃止によつて生ずる剰余分を、地主と小作農とにどのように配分するかを決定してはなかつた。そして、憲法制定議会の意向は、この剰余分を地主のみに与えることに在つたのである。すなわち、九〇年十二月一日—十二日の法令は、『その收穫物に聖俗の十分の一税が課せられていた土地の定額小作農および分益小作農は、九一年の收穫の中から、彼らが従来支払つていた十分の一税の価値を：地主に対して支払うべきこと』とし、また当該小作地が国有化されている場合にも、國家に対して十分の一税を支払うことを小作農に義務づけた。さらに、これを補足した翌九一年三月十一日—四月十日の法令^④においては、前年四月十四日の法令公布以前に小作契約を結んだ小作農は、その契約期間の満了まで十分の一税の価値を毎年貨幣で地主に納付すべきこと（第一・八条）、ただし、それ以後に小作契約が結ばれた場合^⑤には、契約書に明示の条項がないかぎり、地主は小作農に対して

十分の一税の価値を要求しえないこと（第六条）、が定められた。明らかにこの法令は、単に現行の小作契約について小作農に十分の一税の支払いを義務づけるだけでなく、将来の契約についても地主がそれを徴収する権利を留保しようとするものであつた。

小作関係における地主の利益を擁護しようとする憲法制定議会の意図は、租税の支払いに関する小作農の義務規定の中にも、はつきりあらわれている。議會は、封建的諸権利の廃棄とともに租税制度の改革にも着手し、九〇年十一月二十三日—十二月一日の法令^⑥によつて、旧来の国王租税にかわる、地租中心の新しい租税体系が樹立された。この地租は、九一年以後毎年議會によつてその額が決定された。この土地所有に対してその純所得に比例して配分されるものであつたが、しかしこの法令は、小作経営の場合それを誰が負担するかを定めていない。この点が決定されたのは、前述の九一年三月十一日の法令によつてであつた。すなわち、この法令によつて、九〇年十一月二十三日の法令公布以前に小作契約が結ばれた場合には、小作農がタイユ、二十分の一税等の旧租税を契約期間満了まで地主に支払うことを条件として、地主は新地租をもつばら負担すべきこと（第二・三・四・八条）、しかし、小作契約がそれ以後に結ばれたときは、契約書に明示の条項がないかぎり、小作農は地租のいかなる部分をも地主に対して支払わないこと（第七条）、が定め

られた。さきの十分の一税の場合と同様、小作契約の内容は当事者間の合意にゆだねるといふ基本的方針が、ここでもまた貫かれているのである。

憲法制定議会のこのような政策は、立法議会によつて引きつがれ、一層發展せしめられた。八月十日の革命直後に採決された九二年八月二十五日―二十八日の法令^⑩は、以前の法令によつて買戻しうるとされたすべての封建的諸権利(封建地代)をも、領主がその合法的権利たることを立証しなかり、無償で廢棄することを命じた画期的法律であつたが、しかしこの同じ法令は、前述の九一年三月十一日の法令の十分の一税に関する規定を *cons. rentes, terrages* 等の封建地代にまで拡大して、現行の小作契約については小作農が契約満了まで封建地代を地主に支払いつづけることを命じ、また將來の契約については地主と小作農の取りきめにまつこととした(第一四條)。そしてこの規定は、封建的諸権利―領主的土地所有を全面的に廢棄したかの九三年七月十七日の法令^⑪においてすら、何ら問題とされていない。山岳派国民公会は、少なくともその初期においては、小作料そのものを廢棄あるいは軽減しなかつたことはもちろん、かつての封建的諸負担が、小作料の新たな追加分として徴取されるのを、阻止する措置すら講じなかつた。この点を見落して、封建的諸権利の無償廢棄の結果、小作農負担がいわば自動的に軽減

されたかのように説くわが國の通説は、誤りである。

さて、以上の立法過程に対応して、地主―小作關係はこの時期にいかなる進化を示しているであろうか。若干の指標をあげてみると、まず南西部のランド県^⑫では、九一年および九二年の収穫期に地主が廢止された十分の一税を聖職者に代つて徴収しようとした時、分益小作農は各地でその支払いを拒否して蜂起した。しかし、九三年二月に秩序が回復された後は、小作農は個別的に地主の譲歩をかちとらないかぎり、十分の一税の先取りを規定した小作契約に同意せねばならなかつた。西部のオ・ポアトックのボヌイユ・マトゥール村^⑬においても、しばしば裁判所の介入を必要としたとはいへ、地主は分益小作農から十分の一税を徴収しつづけたし、また中部のソヌ・エ・ロアル県の分益小作農も、九二年十一月に公会へ提出された請願^⑭の中で、十分の一税と封建地代の廢止以来、貢租と賦役が増徴されたため、事態はむしろ悪化したと述べている。さらに最も極端なのは、ヨヌヌ県サン・マルタン・デ・シャン村の場合であつて、九三年八月に提出された請願^⑮によれば、そこではかつては地主と小作農とが十分の一税とテラージュを折半負担していたのに、今ではその全額を小作農が支払わねばならない、とされている。このような事例はなお数多くあげることができるが、以上の例からも、十分の一税と封建地代との廢棄にもかかわらず九三年夏まで小作農の負担

が、実質的に軽減されなかつたといふことは、充分推察されるであらう。

さて、九三年七月以後、封建的諸権利廃棄の利益を事実上地主にのみ帰せしめる前述の諸法令に反対して、多数の請願が公会に寄せられたばかりでなく、南西部のジュール、シャラント、ドルドーニュの諸県で、十分の一税または地主制の貢租の支払いを拒否する小作農の騒擾が起つた。^⑩ここに至つて革命政府はついに、憲法制定議會以来の一貫した方針を変更して、九三年十月二十二日（共和曆第二年ブリュメール一日）に、「小作農に対して、いかなる封建的賦課租をも要求することを禁止する法令」^⑪を可決せしめた。この法令は、まず第一条において、十分の一税・封建地代等の封建的諸権利の廃棄を定めた法令の公布後に、小作契約が結ばれた場合には、地主は小作農に対してこれらの諸権利を要求しえないことを定めた後、次のように規定している。『地主、定額小作農および分益小作農が、相互に、合意により、収穫物の分割についてであれ租税の支払いについてであれ、彼らの適当と認める契約を結ぶ権利は、その契約が名称においても効果においても第一条に記載された諸権利と全く無関係でありさえすれば、現法令によつて少しもそこなわれぬ』（第四条）。見られる通りこの法令は、小作契約の自由を原則的に維持しつつ、小作農を旧来の封建的負担から実質的にも解放しよう

と意図したものであつた。なお、この法令の規定は、しばしば正しく理解されず、紛争の種となつていたので、国民公会は翌九四年六月十四日（共和曆第二年ブリュメール二十六日）の法令によつて、十分の一税および封建地代の廃止以前に小作契約が結ばれた場合には、地主は小作農に対してそれらの貢租の支払いを要求しうることを改めて確認した。さらに、総裁政府時代になると、国民公会の法令を地主側に有利に変更しようとする動きが強まり、九六年十一月十七日（共和曆第五年ブリュメール二十七日）の法令によつて、地主がかつての十分の一税および封建地代部分を徴収しうる契約締結期日の下限が、前述の九三年十月二十二日の法令まで延長された。しかし、これが結局地主に対する最後の譲歩となり、将来の小作契約の中に封建的諸権利に由来する負担を含めることを禁止した山岳派公会の法令の規定は、革命後も生きつづけることとなる。

しかし、以上はあくまでも小作農の封建的負担に関する立法措置であつて、小作農が実際にこの種の負担から解放されたか否かは、改めて検討する必要がある。われわれは再び、九三年十月二十二日の法令以後における地主と小作関係の進展を簡単にあとづけておこう。まず、オ・ポアトゥのボヌイユ・マトゥール村^⑫では、総裁政府および執政政府の時期に、地主が小作料のほぼ一〇—一二%を占める十分の一税を徴収している例がしばしば見出されるが、それはし

だいに、従来小作農が負担していた地租を、地主が負担する代償という意味をもつに至つた。第一帝政期以後十分の一税は徐々に小作契約から姿を消し、あるいはかつての地主先取分と区別しえなくなつたが、しかし、それが完全に消滅するのは七月王政下においてである。いま、この過程をこの村最大の小作地 *métairie de Varennes* についてみると、一七九八年の折半小作契約は一七八四年の小作契約の約二倍の穀物を地主が先取することを規定しており、十分の一税が小作料に転化されたことが知られるが、一八〇六年の契約ではこの地主先取分が再び一七八四年の水準に引き上げられ、さらに一八一一年の契約では生産物の十分の一が地主によつて控除されていくにすぎない。一方、バ・ポアトゥのガティヌ地方⁽⁹⁾では、小作農が租税を一七九〇年の課税額だけ負担することを条件として、十分の一税と封建地代とは共和暦第四年以後は完全に廃止されるに至つたが、地主に対する現物および貨幣貢租と賦役とは、共和暦第十年においても一七五〇年頃に比して軽減されていない。さらに北部のフランス⁽¹⁰⁾では、一七八九年と共和暦第十二年とで、土地の賃貸価格に大差がなかつたことが指摘されており、小作農の封建的負担は小作料の増徴をもたらすことなく比較的速かに消滅したものと思われる。これらの事実からして、九三年十月二十二日の法令の結果、地域により遅速の差はあるにしても、小作農負担が多かれ少なかれ軽

減されるに至つたことは、疑いをいれないであらう。

以上に考察したように、封建的諸権利Ⅱ領主的土地所有の廃棄によつて生ずる利益(剰余労働)を、地主と小作農とのいずれに帰属させるかという問題は、かなりの曲折をへた後、結局小作農側に有利な形で解決されることとなつた。しかしながら小作農は、せいぜいのところ封建地代および十分の一税という固有の意味における封建的負担から解放されたにとどまり、彼らが地主に対して支払つていた本来の小作料と、小作料の追加分として取取された私的貢租および賦役とは、革命によつていささかも軽減されることはなかつた。こうして、封建的諸権利Ⅱ領主的土地所有の無償廃棄が、地主の小作料徴取権を何ら危くするものでなかつたことは、いまや明らかであらう。封建的諸権利の無償廃棄は、農民保有地を小作地に転化させることによつて地主的土地所有を拡大しようとする旧領主層の意図を完全に阻止したが、しかし既存の地主的土地所有の存立基盤を否定するものでは決してなかつた。それは地主Ⅱ小作關係を領主制的規範から解放することによつて、定額小作制と分益小作制とに共通の課題を解決した。しかし、とりわけ分益小作制地域において提起されていた、地主制的取奪そのものの軽減という課題は、領主制の廃止によつては解決されなかつた。そして、まさにこの課題が未解決のままのこされたという点に、農業における資本主義的發展

の促進という視角から見た場合、フランス革命の土地改革の不徹底性を認めうるのではあるまいか。しかし、そう断定する前に、われわれは、革命のいま一つの重要な土地問題である国有財産の売却が、地主的土地所有をどのように容容させたかを考察しておかねばならない。次にその検討に移ることにしよう。

- ① J. B. Duvergier, *Collection complète des lois, décrets, ordonnances, règlements, et avis du Conseil-Etat* (コトコリ集、イザナ) t. 1, pp. 34-41.
 - ② *Collection*, t. 1, pp. 178-179.
 - ③ *Collection*, t. 2, p. 75.
 - ④ *Collection*, t. 2, p. 308.
 - ⑤ *Collection*, t. 2, pp. 39-45.
 - ⑥ *Collection*, t. 4, pp. 417 et sqq.
 - ⑦ *Collection*, t. 6, pp. 24-26. なお、この法令第二條に「純粹に土地に關する、封建的なるもの地代」(rentes purement foncières et non féodales) とは、小作料を指すのではなく、いわゆる「地上定期金契約」(rentes foncières) を指している。これは、土地所有者が土地の所有権を完全に譲渡して、その土地の上に物權たる定期金請求権を取得するものであつた。野田良之『フランス法概論』上の②、四九七、五二二頁參照。
- 封建地代 (rentes féodales) の場合であれ、この地上定期金の場合であれ、土地の下級所有者(事実上の所有者)の保持者がその所有権の譲渡人に対して支払う「地代」(rentes) と、土地

の單なる使用収益権の保持者が土地の所有權者に対して支払う「借地料」(fermage) とは、當時においてはわれわれの想像以上に明確に區別されていたので、封建地代の廢止が借地料を包含することをよく明記するまでもなかつたのであろう。ちなみに、一部の農民が封建地代と同一視してゐたとされる「分益地代」(rente métayère) とは、折半小作料そのものではなく、それに加えて地主が徴収する種々の現物あるいは貨幣賃租を指す。cf. Lefebvre, *Questions agraires*, pp. 107, 110 n.2, 112 n.3.

- ⑧ A. Richiard, *Les troubles agraires des Landes en 1791 et 1792*, *Annales his. de la Rév.*, fr., 1927, pp. 564-574.
- ⑨ P. Massé, *Survivances de la dîme à Bonneuil-Matours (1790-1834)*, *Ann. his. de la Rév.*, fr., n° 151, 1958, pp. 6-7.
- ⑩ cit. Lefebvre, *Questions agraires*, p. 206.
- ⑪ cit. *ibid.*, p. 111 n. 5.
- ⑫ ノール県に於ける Lefebvre, *Les paysans du Nord*, p. 406. ノール県に於ける H. Soanen, *Le métayage dans la région thiernoise au XVIII^e siècle*, *Ann. his. de la Rév.*, fr., 1935, p. 310. ヴ・ノルマンディに於ける M. Ga-raud, *Le régime agraire et les paysans de Gâtine au XVIII^e siècle*, *Bull. de la Soc. des Antiquaires de l'Ouest*, t. II, 1954, pp. 669, 681, 參照。
- ⑬ Lefebvre, *Questions agraires*, pp. 111-112.
- ⑭ *Collection*, t. 6, p. 301.

- ⑮ L'ancien Montieur, t. 20, p. 375.
 ⑯ Collection, t. 9, p. 264.
 ⑰ Massé, op. cit., pp. 9-16, 19-20, 24-25, 28.
 ⑱ Massé, Varennes et ses maîtres, Un domaine rural de l'Ancien Régime a la Monarchie de Juillet (1779-1842), 1956, pp. 126-131.
 ⑲ Garaud, op. cit., pp. 665, 669, 681-682.
 ⑳ Lefebvre, Les paysans du Nord, p. 406.

三 国有財産の売却と地主制

国有財産の売却が地主的土地所有に与える影響の大きさは、第一に売却さるべき国有土地財産そのものの規模によつて、第二にその国有財産のうち地主および農民がそれぞれいかなる部分を獲得するかによつて、第三に売却が農民層の階層分化をどのように変化させるかによつて、決定される。本節では、フランスにおける最近までの実証研究の成果に依拠しつつ、これらの諸点を順次検討して行くこととした。

フランス革命期に没収され、国有土地財産とされたのは、いうまでもなく、僧族教会領および反革命亡命者の所有地であつた。このうち、僧族教会領の面積は、アンシアン・レジーム末期の土地台帳や課税台帳によつても測定することができるので、すでに多く

の地域について確定されているが、亡命者の所有地^①については、国有財産の売却文書のみ頼らねばならぬため、研究がかなり立ち遅れている。いま、この問題についてわれわれの知りうるところを表示してみると、第1表^②の通りである。これによると、僧族教会領および亡命者所有地の面積は地方によつて著しく相違しており、国有財産の地域的分布は極めて不均等である。まず、僧族教会の所有地は、北部のノール、パ・ドゥ・カレ、エーヌ、オワーズの諸県と東部のムーズ県においては、総面積の一六%から二二%に達しており、中部のヨンヌ県や西部のサルト県でも総面積の一〇%以上を占めている。これに対して、セーヌ・アンフェリユール、セーヌ・エ・マルヌ、コート・ドールの諸県では、それは七・五—九%程度を占めるにすぎず、さらに中部、南部の諸県ではほとんど四%を出ていない。のみならず、僧族教会領の分布は各県の内部においても極めて不均等であつて、例えばノール県についてみても、南部のカンブレ地区ではそれが総面積の四〇%を形づくつてゐるのに反して、北部のアーズブルクの地区においては僅か六・四%を占めているにすぎない。次に、亡命者の所有者は、パ・ドゥ・カレ、セーヌ・アンフェリユール両県の一四%のごとく、北部において大きな割合を占めているが、僧族教会の所有地に比べて全般的にはるかに低率であり、とくに南部においては、エロー県四地区の〇・八一—二・二

第1表 国有土地財産の総面積対比(%)

地域別	僧族教会領	亡命者所有地	総計	革命前地主的土地所有(%)	典拠	
北 部	Nord 県	19.0	(6.1)	25.1	62	Lefebvre
	Bergues 地区	12.3	(4.5)	16.8	61	
	Hazebrouck //	6.4	(6.0)	12.4	54	
	Lille //	11.7	(10.9)	22.6	64	
	Douai //	26.9	(6.6)	33.5	64	
	Le Quesnoy //	17.4	(6.6)	24.1	63	
	Cambrai //	40.1	(5.7)	45.8	66	
	Valenciennes //	30.3	(5.3)	35.6	65	
	Avesnes //	11.9	(3.0)	14.9	55	
	Pas-de-Calais 県	16.1		30.7	62	Sangnier
	Saint-Pol 地区	(12.7)	(14.6)	(27.3)		
	Aisne 県					
	Laon 地区	20.5	?	?	70	(Loutchisky)
	Oise 県					
Beauvais 地方	22	?	?	57	Goubert	
Seine-Inférieure 県		14.1	23.2			
Rouen 地区	(9.13)	(4.9)	(14.0)	?	Bouloiseau	
パ リ 地 方	Seine-et-Marne 県	7.59		11.03	55	Dupaquier
	Gâtinais 地方	(6.46)	(3.44)	(9.9)		
	Yonne 県					
Sens 地区	(12.22)	?	?	42	(Porée)	
東 部	Meuse 県					
	Bar-le-Duc 地区	(16)	?	?	56	(Schmitt)
西 部	Sarthe 県 9 地区	10.5	6.4	16.9	?	Girault
	Calvados 県 Vire 郡	(2.2)	(4.9)	(15.4)	?	(Nicolle)
中 部	Côte-d'Or 県					
	Le Vignoble 地方	(7.7)	(4.9)	(12.6)	70	Laurent
	Creuse 県	2.8	?	?	54	Chamboux
	Haute-Vienne 県 南東部	3.13	?	?	45	(Loutchisky)
	Corrèze 県					
Tulle 地区	3.7	?	?	45	(Loutchisky)	
南 部	Hérault 県					
	Montpellier 地区	(3.2)	(1.8)	(5.0)	?	(Gallix)
	Lodève //	(1.7)	(0.8)	(2.5)	?	
	Béziers //	(4.0)	(2.2)	(6.2)	?	(Cambon)
	Saint-Pons //	(0.3)	(1.2)	(1.5)	?	
	Haute-Garonne 県					
	Toulouse 地区	6.5	?	?	76	(Martin)
	Saint-Gaudens //	2.14	?	3.6	56	
Revel //	3	?	?	?	(Thouroude)	

面積の()は実際に売却された分を示す。
 典拠の()はルフェーヴルの要約に拠つたもの。

%のごとく極めて僅かである。全体を通じてみれば、国有土地財産の占める割合は、北部諸県においては総面積の四分の一から三分の一という高率を示しており、サルト県においても約六分の一に達するが、コート・ドール県やセーヌ・エ・マルヌ県ではその割合は八分の一から九分の一に低下し、さらに南部のエロー県やオート・ガロンヌ県、西部のカルヴァドス県ではせいぜい五―六%にすぎない。すなわち、大づかみにいつて国有財産の占める割合は、北部において最も著しく、西部および南部に進むにしたがつて急速に低下していくのである。もちろん、これらの限られた事例から全フランスについて断定を下すことはできないとしても、総じて北部の定額小作制地域における方が、中・南・西部の分益小作制地域におけるよりも、地主的土地所有（僧族・貴族・市民の土地所有）の没収と売却とはるかに大規模に行われたということは、ほぼ確実にいいうことができよう。

しかし、国有財産の売却が地主的土地所有にどの程度の打撃を与えるかは、直接生産者たる農民が土地獲得にどの程度参加しうるのかにかかっている。次にこの点を検討しよう。いま、売却に付された国有土地財産のうち、^⑤農民および市民の獲得分がそれぞれどのような割合を占めているかを、若干の地域について表示すれば、^⑥第2表のごとくである。これによると、地方的偏差がさきの売却面積の場

合にもまして顕著であり、全地域に妥当する一般的結論を引きだすことは極めて困難である。すなわち、売却された土地財産のうち、農民層が購入取得した部分の割合は、オート・ガロンヌ県サン・ゴードンヌ地区において最も大きく七五%に達し、ノール県カンブレ地区では六四%、同じくアヴェーヌ地区では六三%、ル・ケノワ地区では六一%であり、ニエーヴル県二地区では五一%と六三%、エーヌ県ラン地区では五七%であつて、いずれも市民層の獲得部分を圧して高率を示している。これに反して、ノール県の他の五つの地区（ヴァランシエンヌ、ドゥエ、アーズブルック、リール、ベルグ）では農民獲得分は売却面積のそれぞれ四七%、四三%、三七%、三五%、三三%であり、セーヌ・アンフェリニール県ルーアン地区では亡命者財産のみについて三八%、カルヴァドス県の二郡では三四%、サルト県九地区では三五%（教会領）と二二%（亡命者領）、パ・ドゥ・カレ県サン・ポール地区では三二%、コート・ドール県では三〇%であつて、いずれも市民の獲得分を多かれ少なかれ下廻つており、さらにムーズ県バル・ル・デニック地区とオート・ガロンヌ県トゥルーズ地区では一四―一五%と極めて低率である。したがつて、これらの数量的指標によれば、市民の獲得分が農民のそれを圧倒している地域の方が、農民層の獲得分が優勢を示している地域よりも、多数を占めたことにならう。^⑦ところで、右の数値のうち、

第2表 国有財産農民・市民獲得対比(%)

地域別		種別	時期	農民獲得分	市民獲得分	典拠
北 部	Nord 県	12	123	50.1(11.9)	49.9(11.8)	Lefebvre
	Bergues 地区			32.5 (5.3)	67.5(10.9)	
	Hazebrouck //			36.7 (4.7)	63.3 (8.1)	
	Lille //			34.9 (7.9)	65.1(14.8)	
	Douai //			42.8(13.6)	57.1(18.1)	
	Le Quesnoy //			60.8(14.8)	39.2 (9.6)	
	Cambrai //			64.1(28.2)	35.9(15.8)	
	Valenciennes //			47.3(14.2)	52.7(16.2)	
	Avesnes //			62.5 (7.6)	37.5 (4.5)	
Pas-de-Calais 県						
Saint-Pol 地区	12	123	32.1 (8.3)	67.9(17.4)	Sangnier (Loutchisky)	
Aisne 県 Laon 地区	12	12	57.2	42.8		
Seine-Inférieure 県						
Rouen 地区	2	23	37.8 (1.9)	62.2 (3.1)	Bouloiseau	
中 部	Yonne 県 Sens 地区	?	?	40—45		(Porée)
	Meuse 県					
	Bar-le-Duc 地区	1	12	14.3		(Schmitt)
	Nièvre 県 Cosne 地区	12	12	51.2	48.8	Loutchisky
	Corbigny //	?	?	62.7		
	Côte-d'Or 県					
Le Vignoble	12	123	29.8 (3.7)	66.7(8.4)	Laurent	
西 部	Sarthe 県 9 地区	1	123	35.2 (3.7)	50.3 (5.3)	(Girault)
	Calvados 県 Vire.	2	12	21.8 (1.1)	57.1 (2.9)	Girault
	Ponfarcy 2 郡	?	?	34		(Nicolle)
南 部	Haute-Garonne 県					Loutchisky
	Toulouse 地区	12	12	15.2	84.8	
	Saint-Gaudens //	12	12	75.2 (2.7)	24.8	
	Revel //	12	12	39.4	60.6	

農民・市民獲得分の()は総面積対比を示す。

種別の1は僧族教会領, 2は亡命者所有地を指し, 時期の1, 2, 3はそれぞれ, 第1期(1790—93年), 第2期(93年—共和暦3年), 第3期(共和暦4年以後)を表わす。

オート・ガロヌス
県とニエーヴル県、
およびエーヌ県ラ
ン地区に関するも
のは、農民層にと
りわけ不利な様式
で行われた第三期
（共和暦第四年以
後）の売却を含ん
でいないから、こ
れらの地域におけ
る農民獲得分の割
合は、実際にはこ
の数値よりもかな
り小さかつたはず
である。とするな
らば、以上の統計
資料からして、わ
れわれは国有土地
財産の売却は一般

に農民よりも市民の方により大きな利益をもたらしたものと考えなければならぬ。競売という富裕者に有利な売却様式が、革命のほぼ全期間を通じて維持された以上、それ以外ではありようがなかつたと思われる。

このようにして、国有財産として没収し売却の対象とされた僧族教会および亡命者の所有地は、その著しい部分——疑いもなく半ば以上——が再び貴族・市民によつて購入され、既存の地主的土地所有に併合された。しかしながら、国有財産の売却が、一定の範囲において農民的土地所有を強化し、それ以外の地主的な土地所有部分を減少させたこともまた、上述のところから明らかである。とすれば、問題の焦点は、この地主的土地所有解体の度合をどのように評価するかにかかってくるのであろう。ここで、第2表に示した農民獲得分の総土地面積に対する割合を、第1表における地主的土地所有と革命期におけるその減少分（農民獲得分）との比は、ノール県北部のアーズブルク地区では五四%と四・七%、県南部のカンブレ地区では六六%と二八%、県全体では六二%と一二%であり、またパ・ドゥ・カレ県では六二%と八・三%、コート・ドール県では約七〇%と三・七%、オート・ガロンヌ県サン・ゴードانس地区では五六%と二・七%となつており、さらにサルト県では後者のみにつ

いて四・八%という数字を得る。これらの指標から、ノール県南部やパ・ドゥ・カレ、エーヌ、オワーズの諸県のごとく広大な僧族教会領の存在をもつて特徴づけられる地域では、地主的土地所有が多少かれ少なかれ大規模に農民的土地所有に転化せしめられたことが、充分推察されるであらう。これに反して、国有財産そのものがはるかに小規模であつた中部、南部、西部の場合には、売却による農民的土地所有の拡充は、既存の地主的土地所有に比すればネグリジブルなものにすぎなかつたと思われる。

最後に、国有財産の売却が農民層分解に対してどのように作用したかを簡単に検討しておこう。まず、売却に付された土地がいかなる規模で農民の手中に入ったかを見るに、パ・ドゥ・カレ県サン・ポール地区^⑥では、農民獲得者総数の四%にみたない五〇ムジュール以上 (Tmesure 11,031 ha) の大規模な獲得者が、農民獲得面積の五四%を集積しているのに対して、総数の七〇%以上に達する五ムジュール以下の零細な獲得者は農民獲得地の一二%を占めているにすぎない。同様にノール県^⑦においても、総数の五%にみたない一〇ヘクタール以上の獲得者が農民獲得面積の四九%を集積しているのに対して、総数の九〇%を超える五ヘクタール以下の小規模な獲得者はその三九%を占めているにすぎない。この二つの事例から、農民により購入取得された国有財産の著しい部分が少数の富農の手に集

中され、農民層分解を強化したことが察知されるのであるが、さらにノール県の南北二地域について、革命の前後において農民層の所有規模および経営規模の分布がどのように変化したかを表示してみよう（第3表、第4表）。まず、フランドル海岸平野では、所有規模においては四〇ヘクタール以下の所有地の比重の減少と四〇—一〇〇ヘクタールの所有地の比重の増大とが、また経営規模においては五—一〇ヘクタールの経営の比重の減少と一〇—四〇ヘクタールの経営の比重の増大とが、はつきりと看取され、国有財産の売却が農民層分解を促進したことは明らかである。次に、エノー・カンブレジ地方では、経営規模において四〇ヘクタール以上の大経営（主に大借地経営）の縮小と一〇ヘクタール以下の小規模経営の拡充が顕著であるが、大経営および一〇—四〇ヘクタールの中規模経営における所有地部分の著しい増大と、零細経営における所有地部分の相対的減少とを考慮に入れるならば、国有財産の売却はやはり農民層分解を促進したものとみるべきであろう。こうして北部先進地帯においては、国有財産の売却は農民的土地所有を増強したばかりでなく、農民層の階層分化を多かれ少なかれ促進することによつて地主的土地所有をより近代的な基礎の上におくこととなつた。

さて、以上に考察したところから、われわれは国有財産の売却と地主制との関連について次のように考えるべきであろう。国有財産

第3表 Nord 県革命前後農民的土地所有分布(%)

		0—1ha		1—5ha		5—10ha		10—40ha		40—100ha		100—200ha	
		面積	所有数	面積	所有数	面積	所有数	面積	所有数	面積	所有数	面積	所有数
Flandre 海岸平野 (5コミュ ン)	革命前	4%	38%	25%	39%	22%	12%	40%	10%	9%	1%		
	革命後	3	37	25	41	20	12	38	9	14	1		
	増減	-1	-1		+2	-2		-2	-1	+5			
Hainaut- Cambésis (16コミュ ン)	革命前	24	74	48	22	19	3	9	1				
	革命後	13	69	36	25	17	4	24	2	7	0.2	3	0.04
	増減	-11	-5	-12	+3	-2	+1	+15	+1	+7	+0.2	+3	+0.04

第4表 Nord 県革命前後経営分布(%)

		0—1ha		1—5ha		5—10ha		10—40ha		40—100ha		100—300ha	
		面積	経営数	面積	経営数	面積	経営数	面積	経営数	面積	経営数	面積	経営数
Flandre 海岸平野 (3コミュ ン)	革命前	1%	35%	10%	26%	18%	14%	58%	23%	13%	2%		
	革命後	1	36	10	27%	14	14	62	21	13	2		
	増減		+1		+1	-4		+4	-2				
Hainaut- Cambésis (6コミュ ン)	革命前	5%	62%	18%	26%	10%	5%	27%	5%	32%	2%	8%	0.1%
	革命後	8	64	21	25	15	6	27	4	26	1	3	0.1
	増減	+3	+2	+3	-1	+5	+1		-1	-6	-1	-5	

の売却は地主制を全面的に廃棄するものでなかつたことはもちろん、全般的にみて地主制に深刻な打撃を与ざるものでもなかつた。国有土地財産の規模は、通例地主的土地所有の半ば以下であり、しばしばその一小部分にすぎない。のみならず、売却された財産のうち農民的土地所有に転化された部分が、地主的土地所有の四分の一を超える場合は極めてまれであつた。しかし、この点をほゞきり認めたと、私は北部の定額小作地域と中・南・西部の分益小作地域とにおいて、国有財産売却のもつ歴史的意義が決して同一でなかつたことに注目したいと思う。すなわち北部の場合には、国有土地財産の売却は農民的土地所有の拡大とそれを通じての農民層分解の深化によつて、半封建的・過渡的な地主的土地所有の揚棄、もしくはその近代的土地所有への転化に疑いもなく一定の役割をはたすことができた。これに反して、中・南・西部の場合には、国有財産の売却は、売却されるべき土地そのものの狭少と農民の購買力不足との故に、ほとんど専ら半封建的な地主的土地所有の再編に帰結した。封建的諸権利・領主的土地所有の無償廃棄によつても過重な小作料収奪から解放されなかつた分益小作農には、大多数の場合、土地獲得によつて自作農に上昇する途もまたとゞざされていたのである。

① 亡命者財産の圧倒的部分は貴族財産であつたが、市民・農民の財産も若干含まれてゐた。 cf. Lefebvre, *Les paysans du Nord*, pp. 965-967.

② 本表は次の文獻にもとづいて作成した。Lefebvre, *Répartition de la propriété*, Études, pp. 235, 243-244; du même, *La vente des biens nationaux*, Études, pp. 235, 243-244; du même, *Les paysans du Nord*, pp. 912, 961, 963; G. Sangnier, *L'évolution de la propriété rurale dans le district de Saint-Pol pendant la Révolution*, 1951, pp. 30-31, 53, 132-135, 174, 186; M. Bouloiseau, *Le séquestre et la vente des biens des émigrés dans le district de Rouen (1792-AnX)*, 1937, pp. 103-107, 112-114, 227-228, 343; Goubert, *The French Peasantry*, p. 56; Dupaquier, *La propriété*, pp. 145, 150-151, 161-167, 171; Ch. Girault, *La noblesse émigrée et ses pertes foncières dans la Sarthe*, 1957, pp. 287-289, 382-383; R. Laurent, *Les vigneronns de la «Côte d'Or» au XIX^e siècle*, 1957, t. 1, pp. 55-58, 73, 101-104, t. 2, p. 151 Annexe XXXIX; M. Chamboux, *Répartition de la propriété foncière et l'exploitation dans la Creuse*, 1955, pp. 40-41 Tableau I.

③ 第1表から明らかなように、実際の売却面積は国有化された土地財産の面積を多かれ少なかれ下廻つてゐる。国有財産のうち森林・原野等はしばしば國家の手に保留されて売却を免れたし、また亡命者財産の一部は未売却のまま後に旧所有者に返還されたからである。 cf. Dupaquier, *op. cit.*, p. 140; Bouloiseau, *op. cit.*, p. 363.

④ 本表の典拠となつたのは次の文獻である。Lefebvre, *La vente des biens nationaux*, Études, pp. 235-

236, 243-245; du même, *Les paysans du Nord*, pp. 968; Loutchisky, *Quelques remarques sur la vente des biens nationaux*, 1913, pp. 86-90; Sangnier, *op. cit.*, pp. 160-162, 191; Bouloiseau, *op. cit.*, pp. 228, 254, 331-333, 343; Girault, *op. cit.*, pp. 404-405, 410; Laurent, *op. cit.*, t. 2, p. 143 Annexe XXXII.

- ⑤ この他にも、シロント県とシエール県とについて、市民層の固有財産購入額が農民層のそれを遙かに凌駕したことが知られてゐる。M. Marion, *La vente des biens nationaux pendant la Révolution*, 1908, pp. 41-52, 77, 86, 197-198, 228.
- ⑥ Sangnier, *op. cit.*, pp. 162-163.
- ⑦ Lefebvre, *Les paysans du Nord*, p. 960.
- ⑧ *Ibid.*, p. 933 より作成。
- ⑨ *Ibid.*, p. 952 より作成。
- ⑩ この地方では貧農の土地獲得闘争の激しさのために、大経営地の分割と零細経営の増加が例外的に著しかったことに注意。
cf. Lefebvre, *La vente des biens nationaux*, *Études*, p. 242.

む す び

以上に分析したところを要約すると次のようになる。

- (1) フランス革命前後の地主制は、近代的土地所有に急速に転化しつつある北部の地主制と、停滞的固定的な中・南・西部の半封建的地主制との二類型からなっていた。地主制に関する革命の課題として提起されていたものは、地主と小作関係の自由な展開を阻止して

いた封建的領主制的土地所有規範の一掃と、小作農に対する過重な地主制的収奪の制限とであつた。

(2) フランス革命における封建的諸権利と領主的土地所有の無償廃棄は、旧領主層の地主的土地所有拡大の試みを完全に阻止したが、既存の地主的土地所有の基礎をゆるがしはしなかつた。それは小作農の封建的諸負担を廃止したが地主制的収奪の本質をいささかも変えるものではなかつた。

(3) 固有財産売却の結果、北部では地主的土地所有が農民的土地所有にかなり転化され、他方農民層分解が強化されて、地主制の近代化が促進された。これに反して、中・南・西部では、旧来の地主的土地所有がほぼ完全に温存された。

(4) こうして、革命後、北部先進地帯においては近代的土地所有と借地関係がますます急速に展開して行くのに反して、中・南・西部の後進地帯においては、分益小作制に立脚する半封建的過渡的土地所有が永らく広汎に残存する。

本稿において私は、フランス地主制の地域的類型に注目しつつ、地主制とフランス革命との関連について一応の見通しを立ててみた。革命後における半封建的地主制の変質過程、およびそれと工業における資本制生産の展開との相互関連を究明することが、私の次の課題である。

石津村 still owns many important documents, which should be synthetically investigated to some future occasion. Having a chance to see a part of the documents, I tried here to outline it.

The Peasant Structure in *Imaborigō* 今堀郷 and the *Enryakuji* Temple 延曆寺 in the Middle Ages

by

Masahiro Kurokawa

This area, known as a representative type of communities, or *Sō* 惣, in the middle ages, remained keeping the tax-book and land-tax records in the *Imabori* Shinto Shrine 今堀日吉神社, on examination of which the character of recorded peasants changed about the turning point of the fifteenth century; besides those who were *Jizamurai* 地侍, *myōshu* 名主, *shinkan* 神官 and priest as usual members, another peasants of different character appeared to be persons of direct responsibility for tax-paying. This shows the trend of peasant independence to this change, through the change of the writing method in the land-books, the manorial lord *Hieizan* 比叡山 tried to keep the survival of the *Myō* 名 system, by establishing the existence of *Tōmyōshu* 当名主 kind in the *Enryakuji* Temple, which denotes a gradual feudalization from the upper. The producing structure in itself, however, cannot be supposed of especially splendid Uklad-existence; in spite of some class difference, like distinction between ' *Taike* ' 大家 and ' *Shōke* ' 小家 and the existence of *Toshiyorishū* 年寄衆, we can recognize the very fact that the personal relations of peasants each other were comparatively flat, and village communities had a peasant constitution.

A Problem of the Landlord System in the French Revolution

by

Haruhiko Hattori

It is natural that the fundamental problem of civil revolutions lies in

the abolition of feudalistic landholding and feudalistic relative production, but in our country are divided two opinions, one took hold of manorial system (landlord-tenant relation), searching and relative production.

This article, taking an example in France where the landlord system was most clearly, definitely and widely formed of all European countries, examines concretely the relation between landlord system and civil revolution. The problem, raised in the French Revolution, consisted of two aspects, one was a clean sweep of the feudalistic relations which was completely accomplished by free abolition of feudalistic rights, the other the limitation of the landlord-systematic exploitation which remained even incompletely accomplished through selling of the state property. In the northern advanced area it resulted in a more rapid and modern evolution of landlord system before the revolution, while in the middle, southern and western backward area it resulted in a long and wide remainder of the semifeudalistic landlord system based on share-cropper system.